

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

障害福祉課 管理・指定グループ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、サビ管・児発管）になるには、基礎研修を受講し、その後実践研修や更新研修を修了する必要がありますが、運営指導等において「基礎研修のみ受講し、実践研修を受講していない」などの事例が散見されます。受講時期に注意して適切に研修を受講してください。

## 1 実践研修・更新研修の受講時期

旧課程及び一部の基礎研修修了者は、更新研修または実践研修（以下、更新研修等）の受講前にサビ管・児発管としてみなし配置が可能でしたが、令和7年度以降は全てのサビ管・児発管において、更新研修等の修了者である必要があります。

更新研修等を修了しなければならない時期は次のとおり定められています。

### ● 平成31年3月31日までに旧課程を修了した場合

令和5年度末までに更新研修を修了し、更新研修修了者となった年度の翌年度を初年度とし、5年度ごとの各年度末までに更新研修を修了する必要があります。

### ● 平成31年4月1日以降に基礎研修を修了した場合

基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までに実践研修を修了し、実践研修修了者となった年度の翌年度を初年度とし、5年度ごとの各年度末までに更新研修を修了する必要があります。

※ 実際を受講可能かについては、各研修の実施主体（愛知県社会福祉協議会など）にお問い合わせください。豊橋市では本研修を実施していないため回答できません。

## 2 実践研修の受講資格に係る実務経験（OJT）の短縮

実践研修の受講には基礎研修修了後2年以上の実務経験が必要ですが、次の要件を満たす場合は、例外的に6か月以上の実務経験で受講が可能です。

- (1) 基礎研修受講開始日時点でサビ管・児発管の配置に係る実務経験要件を満たしている
- (2) 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事している
- (3) (1)(2)について豊橋市に届出を行っている

※ 詳細は豊橋市ホームページ（<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58642.htm>）で確認してください。